

# 金城学院大学動物実験実施委員会規程

(2006年6月12日制定)

最終改定 2023年12月18日

(根拠)

第1条 この規程は、金城学院大学動物実験委員会規程第10条に基づき、動物実験実施委員会（以下「実施委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 実施委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に関して優れた識見を有する教員の中から5名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する教員の中から2名
- (3) その他学識経験を有する教員の中から1名

2 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 実施委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。

2 実施委員会に副委員長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。

(運営)

第5条 委員長は、実施委員会を招集し、その議長となる。

2 実施委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、出席した委員の過半数により決定する。可否同数のときは、議長が決定する。

3 審査の対象となる研究に関わる委員は、該当事項の審議、議決に加わることはできない。

4 実施委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(業務)

第6条 実施委員会は、金城学院大学動物実験委員会規程第6条第1項第1号及び第2号に関する事項を審査もしくは調査し、その結果を動物実験委員会に上程する。

(研究結果の報告)

第7条 申請者は、当該研究終了後、速やかに研究結果にかかる報告書を委員長を経て学長に提出しなければならない。

(改善措置等)

(施行細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、これを別に定める。

(所掌事務)

第9条 実施委員会に関する事務は、教育研究支援部が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2006年6月12日常任理事会)

1 この規程は、2006年6月12日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選出された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず2008年3月31日までとする。

附 則 (2011年12月12日常任理事会)

この規程は、2011年12月26日から施行する。

附 則（2023年12月18日常任理事会）

この規程は、2023年12月18日から施行する。